

次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づく取組の実施状況の公表

R5. 4. 1～R6. 3. 31

項目	目標	令和5年度
①母親になった職員の育児休業の取得率	100%	100.0%
②父親になった職員の育児休業又は部分休業取得者	毎年最低1人以上	5人
③父親になった職員の出産補助休暇の取得率	100%	80.0%
④出産や育児に係る特別休暇の取得率	100%	84.6%
⑤年次有給休暇の平均取得日数	15日	11.2日